

「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」
(令和5年5月 こども家庭庁)より 抜粋

(2) 虐待等と不適切な保育の考え方について

<虐待等について>

- 保育所等における虐待等については、前述のとおり児童福祉施設の設備及び運営に関する基準などにおいて、「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」と規定されており、虐待等の行為は禁止されている。

一方で、保育所等における虐待等の具体例についてはこれまで明記されていなかったことから、本ガイドラインにおいて、禁止される虐待等の考え方を下記のとおりに明確化し、整理することとする。

- まず、保育所等における虐待とは、保育所等の職員が行う次のいずれかに該当する行為である。また、下記に示す行為のほか保育所等に通うこどもの心身に有害な影響を与える行為である「その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為」を含め、虐待等と定義される。
 - ① 身体的虐待：保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ② 性的虐待：保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること。
 - ③ ネグレクト：保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。
 - ④ 心理的虐待：保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 各行為類型の具体例としては下記のとおりである。なお、これらはあくまで例であり、また、明らかに虐待等と判断できるものばかりでなく、個別の行為等について考えたとき、虐待等であるかどうかの判断しづらい場合もある。そうした場合には、保育所等に通うこどもの状況、保育所等の職員の状況等から総合的に判断すべきだが、その際にも、当該こどもの立場に立って判断すべきことに特に留意する必要がある。

保育所等における、職員による子どもに対する虐待

行為類型	具体例
身体的虐待	- 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的に子どもを病気にさせる行為 - 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など
性的虐待	- 下着のままで放置する - 必要の無い場面でも裸や下着の状態にする - 子どもの性器を触るまたは子どもに性器を触らせる性的行為（教唆を含む） - 性器を見せる - 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる） - 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う - ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せる など
ネグレクト	- 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩している子どもに必要な看護等を行わない、子どもを故意に車の中に放置するなど - 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など） - おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにするなど - 泣き続ける子どもに長時間関わらず放置する - 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う - 適切な食事を与えない - 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す - 虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他の子どもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する - 他の職員等が子どもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する - その他職務上の義務を著しく怠ること など
心理的虐待	- ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど - 他の子どもとは著しく差別的な扱いをする - 子どもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど - 子どもの心を傷つけることを繰り返し言うなど（例えば、日常的にからかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、子どもの失敗を執拗に責めるなど） - 子どもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど（例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、子どもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど） - 他の子どもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う - 感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など

※このほか、子どもの心身に有害な影響を与える行為を含め、虐待等と定義する。

※個別の行為等が虐待等であるかどうかの判断は、子どもの状況、保育所等の職員の状況等から総合的に判断する。その際、保育所等に通う子どもの立場に立って判断すべきことに特に留意する必要がある。

※上記具体例は、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」や「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」等で示す例を参照し、保育所等向けの例を記載したもの。